

令和5年度

道路新設改良事業（舗装）

市道政広線

道路舗装工事 仕様書

事業主体 広島県庄原市

施行箇所 庄原市新庄町

工 事 概 要

工 事 名	市道政広線 道路舗装工事						
施 行 箇 所	広島県 庄原市新庄町						
工 事 概 要	費目工種	工 種	種 別 ・ 細 別	数 量		単 位	摘 要
				当 初	変 更		
	舗装工事		L= W=	180.0		m	
				3.1		m	
	舗装工	アスファルト舗装工	切削オーバーレイ 再生密粒度As(13) t=30mm クラック防止シート W=50cm	558		m ²	
			360		m		
区画線工	熔融式区画線	実線 w=15cm (中央線)	180		m		
仮設工	交通管理工	交通誘導員B	6		人日	3人/日	

令和 5 年度

市道政広線 道路舗装工事

庄原市新庄町

地内

工 事 価 格

消 費 税 相 当 額

工 事 費 計

積算情報

工事名	市道政広線 道路舗装工事		
執行年度	令和 5 年度	諸経費区分	公共 令和04年度
工種区分	舗装工事	変更回数	
単価適用年月日	令和 5年 5月 1日付 公共	単価地区	50:庄原市(旧総領町,旧東城町,旧高野町を除く)
機損適用年月日	令和 4年度 公共・林道	歩掛適用年月日	令和 4年 8月 公共(令和5年4月一部改定)

補正情報

施工地域及び 工事場所による補正率	共通仮設費 …………… 一般交通影響有り(2) 現場管理費 …………… 一般交通影響有り(2)
現場環境改善費	計上しない
冬期補正	冬期補正無 (0.00 %)
緊急工事補正	緊急工事補正無
前払支出割合区分	0% ~ 5%以下
契約保証に係る補正	契約保証に係る補正を行わない

本 工 事 費 内 訳 書

費 目 ・ 工 種 ・ 種 別 ・ 細 目	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
舗装工事01	1	式				
舗装	1	式			Lv1	処:
舗装工	1	式			Lv2	処:
アスファルト舗装工	1	式			Lv3	処:
表層(車道・路肩部)	1	式			Lv4	処:
切削オーバーレイ 平均切削深 7cm以下 即日一層 すりつけ無し	558	m2			施 1 号	
クラック防止シート張	360	m			P 2 号	
舗装用クラック防止材 幅50cm×長15m 引張強度110kN/m	360	m				
殻運搬(路面切削) DID区間無 運搬距離2.5km以下 夕伐損耗費(良好)含む	17	m3			P 3 号	
再資源化施設受入費 アス塊 10t,4t,2t (株)大歳組 永宗リサイクルプラント 庄原市新庄町	39	t				処:
区画線工	1	式			Lv2	
区画線工	1	式			Lv3	
	1	式				

本 工 事 費 内 訳 書

費 目 ・ 工 種 ・ 種 別 ・ 細 目	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
溶融式区画線	1	式			Lv4	
区画線設置 溶融式手動 実線 15cm 塗布厚1.5mm 白 昼間 時間制約無 豪雪補正無	180	m			施 4 号	
仮設工	1	式			Lv2	
交通管理工	1	式			Lv3	
交通誘導警備員	1	式			Lv4	
交通誘導警備員 B	6	人日			施 5 号	
直接工事費計						
共通仮設費計	1	式				
共通仮設費(積上げ)	1	式				
運搬費	1	式				
貨物自動車による運搬(1車1回) 往復 片道運搬距離90km 路面切削機	1	台			施 6 号	
共通仮設費(率化)	1	式				

本 工 事 費 内 訳 書

費 目 ・ 工 種 ・ 種 別 ・ 細 目	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
共通仮設費率分	1	式				一般交通影響有り(2)
純工事費	1	式				
現場管理費	1	式				一般交通影響有り(2)
工事原価	1	式				
一般管理費等	1	式				金銭的保証を必要としない
工事価格	1	式				
消費税等相当額	1	式				
合計						

市道政広線 道路舗装工事

【 第 1 号 施工単価表 】						
切削オーバーレイ 平均切削深 7cm以下 即日一層 (すりつけ無し ,)						100 m2 当り
名 称 ・ 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
土木一般世話役		人				
特殊作業員		人				
普通作業員		人				
再生加熱アスファルト混合物 再生密粒度(13) 一層目	7.544	t				
アスファルト乳剤(JISK2208) アスファルト乳剤(浸透用) PK-4タックコート用 一層目		l				
路面切削機運転 ホイル式・廃材積込装置付 幅2.0m 排対型:3次基準		日				
路面清掃車運転 ブラシ四輪 路面切削工事に用1.5m3		日				
アスファルトフィニッシャ運転 ホイル型 舗装幅2.3~6.0m 排対型:3次基準		日				
ロードローラ運転 マカ' 10t 締固め幅2.1m 排対型:2次基準		日				
タイヤローラ運転(賃料) 8~20t 排対型:2次基準		日				
諸 雑 費 (率+丸め)						
労務と組合せ機械の損料 賃料及び運転経費の%		%				
計						

市道政広線 道路舗装工事

【 第 2 号 施工パッケージ 】							
クラック防止シート張							
1 m 当り							
名 称 ・ 規 格	金額構成比(%)	金 額	構成比(%)	基準地区単価	積算地区単価	明細単価番号	基 準
【機械】			5.41				
クレーン[普通型・排対型:1次基準] 運転質量8~20t			4.88				
その他(機械)							
【労務】			93.64				
普通作業員			53.48				
土木一般世話役			18.83				
特殊作業員			6.20				
運転手(特殊)			5.86				
その他(労務)							
【材料】			0.95				
軽油 パトロール給油,2~4KL積載車給油			0.86				
その他(材料)							

市道政広線 道路舗装工事

【 第 3 号 施工パッケージ 】							
殻運搬(路面切削) DID区間無 (運搬距離2.5km以下 , 夕俣損耗費(良好)含む)							1 m3 当り
名 称 ・ 規 格	金額構成比(%)	金 額	構成比(%)	基準地区単価	積算地区単価	明細単価番号	基 準
【機械】			43.28				
ダンプトラック[オロト・ディーゼル] 10t積級			43.28				
【労務】			43.06				
運転手(一般)			43.06				
【材料】			13.66				
軽油 パトロール給油,2~4KL積載車給油			13.66				
【端数調整】							
[条件]							
[J1] = 1 DID区間の有無 無				[J2] = 6 運搬距離 2.5km以下			
[J5] = 1 費用の内訳 全ての費用							

市道政広線 道路舗装工事

【 第 4 号 施工単価表 】						
区画線設置 溶融式手動 実線 15cm 塗布厚1.5mm 白 (昼間 時間制約無 ,豪雪補正無)						1,000 m 当り
名 称 ・ 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
昼間_溶融式(手動)【手間のみ】 実線_15cm 時間的制約なし 区画線工	1,000	m				
トラフィックペイント(JISK5665_3種1号) 溶融型(紛体状)ガラスビーズ含有量15~18% 白	570	kg				
ガラスビーズ(JISR3301_1号) 粒度0.106~0.850mm	25	kg				
プライマー トラフィックペイント接着用	25	kg				
軽油 パトロール給油,2~4KL積載車給油		l				
諸 雑 費 (率 + 丸め)						
材料費の% 計		%				
単位当たり						
[条件]						
[A] = 2 夜間作業の有無 夜間作業無		[B] = 1	施工方法区分 溶融式手動			
[GU] = 2 豪雪補正の有無 豪雪補正無		[C] = 1	規格・仕様区分 実線 15cm			
[D] = 3 時間的制約の有無 時間制約無		[E] = 1	塗布厚 塗布厚1.5mm			
[F] = 1 排水性舗装に施工する場合の補正 排水性舗装補正無		[G] = 1	未供用区間の場合の補正 未供用区間補正無			
[H] = 1 溶融式塗料規格 含有量15~18%		[I] = 3	ペイント式塗料規格 溶融式の場合			
[Q] = 1 塗料計上区分 塗料計上する		[J] = 1	塗料区分 白			
[L] = 0.000 kg・l 塗料使用量		[R] = 1	プライマー計上区分 プライマー計上する			
[K] = 1 プライマー規格 アスファルト舗装		[N] = 0.000	kg プライマー使用量			
[S] = 1 ガラスビーズ計上区分 ガラスビーズ計上する		[M] = 0.000	kg ガラスビーズ使用量			
[U] = 1 軽油計上区分 軽油計上する		[P] = 0.000	l 軽油使用量			

市道政広線 道路舗装工事

【 第 5 号 施工単価表 】

交通誘導警備員 B

1 人日 当り

名 称 ・ 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
交通誘導警備員B		人				
計						
単位当たり						
[条件] [B] = 2 交通誘導警備員区分 交通誘導警備員B						

市道政広線 道路舗装工事

【 第 6 号 施工単価表 】						
貨物自動車による運搬(1車1回) 往復 片道運搬距離90km (路面切削機 ,)						1 台 当り
名 称 ・ 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
貨物自動車運賃 片道運搬距離90km 片道	2	回				
計						
単位当たり						
[条件]						
[A] = 2 運搬区分 路面切削機(2.0m)			[C] = 90.000 km 片道運搬距離			
[D] = 2 計上区分 往復			[E] = 2 その他の諸料金 計上しない			
[y1] = 2 有料道路利用料 計上しない			[F] = 3 運搬される建設機械の賃料・損料 計上しない			

特記仕様書

第 1 章 総 則

第 1 節 適 用

- 1 本特記仕様書は、市道政広線道路舗装工事 に適用する。
- 2 本特記仕様書に記載のない事項については、次によるものとする。
 - ・土木工事共通仕様書（令和4年8月 広島県）ただし、「提出」から「提示」となった事項に関して、監督職員からの請求があった場合は、提出しなければならない。
 - ・その他関連規格類

第 2 節 現場代理人の常駐義務の緩和

監督職員等と携帯電話等で常に連絡がとれることに加え、次に掲げるいずれかの事由に該当する場合には、建設工事請負契約約款第10条第3項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認めた場合」として取扱う。

- (1) 請負金額が3,500万円（建築一式工事にあつては、7,000万円）未満
- (2) 契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間
- (3) 建設工事請負契約約款第20条第1項又は第2項の規定により、工事の全部の施工を一時中止している期間
- (4) 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であつて、工場製作のみが行われている期間
- (5) 前3号に掲げる期間のほか、工事現場において作業等が行われていない期間
- (6) その他、特に発注者が認めた期間

第 3 節 現場代理人の兼務

- 1 受注者は、前節（1）に該当することにより現場代理人の工事現場への常駐を要しないこととされた場合であつて、かつ、次に掲げる条件をいずれも満たすときは、本件工事における現場代理人について、他の公共工事の現場における現場代理人又は技術者等との兼務をすることができる。
 - (1) 兼務する工事が公共工事であること
 - (2) 兼務する工事件数が本件工事を含め3件（災害復旧工事に係る件数を除く。）以内であること
 - (3) 監督職員等の求めにより、速やかに工事現場に向かう等適切な対応ができること
- 2 受注者は、前項に掲げるほか、請負金額が3,500万円以上8,000万円未満（建築一式工事にあつては、7,000万円以上8,000万円未満）の工事で密接な関係があり、同一の建設業者が同一の場所又は、近接した場所で施工する公共工事において現場代理人又は主任技術者として配置されている期間であつて、かつ、次に掲げる条件をいずれも満たすときは、本件工事における現場代理人について兼務することができる。
 - (1) 同一の主任技術者による管理が認められた公共工事であること
 - (2) 兼務する工事件数が本件工事を含め2件以内であること
 - (3) 監督職員等の求めにより、速やかに工事現場に向かう等適切な対応ができること

- 3 発注者は現場代理人の兼務について、次に掲げる事由に該当すると認めるときは、兼務できないものとする。
 - (1) 兼務に関する事項で、重要な事項について虚偽の申告をし、又は重要な事実の申告を行わなかったことが判明したとき
 - (2) 著しい状況の変化により、兼務をすることが適当でなくなったとき
 - (3) その他、発注者の判断で兼務をすることが適当でなくなったとき
- 4 重要な事項について虚偽の申告を行う等、不適切な申請を行った者、又は、兼務後に重要な事項や重大な状況の変化について報告を行わない等、必要な報告を怠った者に対しては、請負契約に基づく是正措置の請求や指名除外等の必要な措置を行なうことがある。

第 2 章 施工条件

第 1 節 安全対策

1 交通誘導員・保安要員

内 容

舗装作業期間、交通誘導員を 6 人（3人/日）配置すること。

施工に当り、配置計画等を監督職員と協議すること。

交通誘導員を配置した場合、配置写真、伝票及び日報を提出すること。

第 3 章 その他

- 1 本特記仕様書及び設計図書に明示していない事項または、その内容に疑義が生じた場合は、監督職員の指示を受けること。
- 2 本工事における濁水の影響が想定される場合は、監督職員と協議すること。